

ぐるーپ ホーム やまと
きょう どう せい かつ えん じょ じ よう
共同生活援助事業

けいやくしょ
契約書

様

しゃかいふくしほうじんわかたけだいじゅかい
社会福祉法人若竹大寿会

ぐるーپ ホーム やまと

きょうどうせいかつえんじょ
共同生活援助

じぎょうしょばんごう だい
(事業所番号 第1420201079)

しゃかいふくしほうじん わかたけだいじゅかい
社会福祉法人 若竹大寿会
きょうどうせいかつえんじょ ようけいやくしょ
共同生活援助利用契約書
(グループホームサービス利用契約書)

（以下「入居者」といいます。）と社会福祉法人 若竹大寿会
(以下「事業者」といいます。)は、入居者がグループホームにおいて、事業者から
ていきょう しょうがいしゃそうごうしえんほう もと くんれんとうきゅうふひない きょうどうせいかつえんじょ いか
提供される障害者総合支援法に基づく訓練等給付費内の共同生活援助 (以下
「グループホームサービス」といいます。)を受け、それに対する利用料金を支払うことに
ついて、次のとおり契約 (以下「本契約」といいます。)を締結します。

第一章 総則

(契約の目的)

だい1じょう ほんけいやく しょうがいしゃそうごうしえんほう しよう しゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき
第1条 本契約は、障害者総合支援法 (障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に
しえん ほうりつ いか ほう もと くんれんなどきゅうふひない きょうどうせいかつえんじょ
支援するための法律) (以下「法」といいます。)に基づく訓練等給付費内の共同生活援助
について、入居者の地域における生活を支援し、事業者が提供するグループホームサー
ビスの内容と入居者が支払うべき料金との関係を明確にし、入居者と事業者の双方の
りかい ごうい ぐるーぶほーむさーびす ていきよう もくでき
理解と合意のもとにグループホームサービスが提供されることを目的とします。

(サービスの内容)

だい2じょう じぎょうしゃ べっし じゅうようじこうせつめいしょ さだ ないよう ぐるーぶほーむさーびす
第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のグループホームサービスを
にゅうきょしや ていきよう
入居者に提供するものとします。

(契約期間)

だい3じょう 第3条 この契約の期間は、受給者証に記載されている (西暦) 年 月 日から

(西暦) 年 月 日とします。

じょうき 上記の契約期間満了の日に引き続き、入居者について訓練等給付費の支給が決定されたと

ときは、その決定された期間本契約は更新するものとします。

2 前項の契約期間の満了日の1か月前までに入居者から更新拒否の申出がない場合に

は、本契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後も同様とします。

第2章 サービス計画

(個別支援計画の作成)

だい4じょう 第4条 事業者は、入居者の個別支援計画を作成し、これにもとづいたグループホーム

サービスを提供するものとします。

2 前項の個別支援計画について、事業者は、次の各号の業務をサービス管理責任者に

おこな 行わせるものとします。

(1) 入居者について解決すべき課題を把握し、入居者の意向を踏まえた上で、グルー

ープホームサービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上の

りゆういてん 留意点などを盛り込んだ個別支援計画を、入居者の入居前に作成すること

(2) 前号の個別支援計画については、その内容を記した書面を入居者及び身元引受人に

こうふ 交付・説明し、その内容の確認及び記名押印を受けること

(3) 個別支援計画に基づくサービス提供の現況等については、少なくとも6か月に1

かい 回、又は入居者若しくは身元引受人の要請があった場合には調査・評価すること

(4) 前号の調査・評価の結果、個別支援計画変更の必要があると認められる場合に、

入居者及び身元引受人と協議して、計画を変更することにし、その内容を記した書面を入

居者及び身元引受人に交付・説明し、内容の確認及び記名押印を受けること

3 入居者及び身元引受人は、個別支援計画の作成に当たって、事業者に対し、必要な個人情報

情報を提供するものとします。

第3章 利用料金

(利用料金)

第5条 事業者は、グループホームサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者及

び身元引受人に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、入居者及び身元引受

人の同意を得るものとします。

2 入居者は、グループホームサービスの対価として市町村が定める定率負担額及び

「法」に基づく訓練等給付対象料金を事業者に支払うものとします。

3 入居者は、利用した「法」に基づく訓練等給付対象外サービス提供の対価として、

別紙「社会福祉法人若竹大寿会ケアホームむさし重要事項説明書」に定める利用料金を事

業者に支払うものとします。

4 事業者は、「法」に基づく訓練等給付対象外サービスに要する費用を、物価の変動そ

の他のやむを得ない事由がある場合、入居者に対して事前の説明をしたうえで、当該

サービス費用を相当な額に変更することができます。なお、変更後の費用は別紙「重要

事項説明書」に記載するものとします。

5 入居者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

6 第2項および第3項の利用料金のうち、月を単位とするものについては、入居者が月

の初日以外の日に該当サービスの利用を開始した場合、あるいは、月の末日以外の日に利用

を終了した場合は、該当月の暦日数を基礎として、利用日数の割合で計算した額を支払うものとします。

(利用料金の支払い等)

第6条 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月15日(土・日曜日又は

休日の場合は翌日)までに入居者又は身元引受人に送付するものとします。

2 入居者は、前項の請求があった利用料金について、原則、請求月の25日(金融機関の休業日の場合は翌営業日)に届け出た指定口座からの引き落としにより事業者に支払うものとします。ただし、指定日に引き落としが出来なかった場合には翌月5日の引き落としとなります。

3 入居者は、第2項の引落手続が完了するまでの間、事業者に対し、第1項の利用料金を現金にて支払うものとします。

4 「法」に基づく訓練等給付対象外サービスの費用で入居者の(食材料費)(光熱水費)(日用品費)以外の生活に必要な物についてその都度精算するものとします。

第4章 事業者の義務

(事業者の基本的義務)

第7条 事業者は入居者の意思と人格を尊重すると共に、事業者の定めた諸規定を遵守

し、事業者としての義務に努めます。

2 事業者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

3 事業者は、入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療

機関又は入居者の指定する医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じます。また、

入居者の心身の状態が変化した場合は、入居者が指定する者に対し緊急に連絡します。

4 事業者は、本契約に基づく内容について、入居者の質問等に対して適切に説明をおこないます。
行います。

(個人情報の保護)

第8条 事業者は、「個人情報の保護に関する法律」その他の関係法令を遵守し、入居者の個人情報の保護に努めます。

2 事業者は、入居者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を5年間保管します。

3 事業者は、入居者から前項の記録の開示の請求を受けたときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の関係法令の定めに従い、適正に対応します。

(守秘義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、本契約によるサービスを提供するにあたって知り得た入居者や身元引受人、またはその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、入居者の医療上の必要性がある場合には、医療機関等に入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(預り金規定)

第10条 事業者は、別途「預り金規定」を作成し、入居者から預かった金品に関し、適正かつ透明な金銭管理に努めます。

第5章 入居者の義務

(グループホーム利用規則の遵守)

第11条 入居者は、グループホーム利用規則を守るよう努めます。

(入居者のグループホーム利用上の注意義務等)

第12条 入居者は、グループホームをその本来の用途に従って、利用するものとします。

第6章 損害賠償

(損害賠償)

第13条 事業者は、本契約に基づくグループホームサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負うものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。

3 入居者は、故意若しくは過失により事業者に損害を与えたときは、その損害を弁償する義務、無断で備品の形状を変更したときは、それを原状に復する義務を負うものとします。

第7章 契約の終了

(契約の終了事由)

第14条 次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

(1) 入居者が死亡した場合

(2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない理由により

グループホームを閉鎖した場合

(3) 事業所の滅失や重大な毀損により、グループホームサービスの提供が不可能にな

った場合

(4) 事業者が障害者共同生活援助事業所の指定を取り消された場合又は指定を辞退し

た場合

(5) 第15条に基づき本契約が解約・解除された場合

(事業者からの契約解除)

第15条 事業者は、入居者に対し、次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告

期間をもって本契約を解除することができます。

(1) 入居者又は身元引受人が、本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 入居者が第5条第2項ないし第4項に定めるサービス利用料金の支払を3か月以上遅滞した場合

(3) 入居者又は身元引受人が、事業者、事業所のサービス従事者又は他の入所者等に対して、その生命、身体、自由、名誉、信用、財産その他利益を侵害し、又は著しい不信

行為を行なう等した場合

(4) 入居者が医療機関に入院し、3箇月以内に退院する見込みがない場合、又は

入院後、3箇月経過しても退院できなかった場合（但し、その判断にあたっては、事業者

は、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、「法」に基づく訓練等給付を

支給する入居者の市町村とも十分協議するものとします。）

(5) 天災、灾害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業者が入居者に

対しグループホームを利用させることができない場合

(6) 入居者又は身元引受人が、入居者の施設利用に関する事業所の助言や相談の申入れ

等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業所の施設運営を著しく阻害する

行為が認められる場合

2 事業者は、民法第542条第1項各号又は第2項各号の他、次の各号に該当する場合には、予告期間なしに直ちに本契約を解除することができます。

(1) 入居者が本契約違反又は法令違反その他重大な秩序破壊行為をしたとき

(2) その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

3 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が入居者に対して実施した

グループホームサービスの利用料金については、全額入居者の負担とします。

(入居者からの契約解除)

第16条 入居者は、事業者に対し、次の各号に該当する場合には本契約を解除することができます。

(1) 入居者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合に

は、入居者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知するものとします。

ただし、入居者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(2) 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

(3) 事業者が故意又は過失により入居者の生命・身体・財物・信用を傷つける等によつ

て、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の入居者が入居者の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける

おそれがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(契約の終了に伴う援助)

第17条 本契約が終了し、入居者がグループホームを退所する場合には、事業者は、

入居者の希望により、入居者の心身の状況、入居者の置かれている環境等を勘案し、

円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。

(1) 適切な医療機関または、指定介護老人福祉施設等の紹介

(2) 指定障がい者施設、他の共同生活援助事業所等の紹介

(3) その他の保険医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介

(居室の明渡しと精算)

第18条 本契約が終了する場合において、入居者は、居室の明渡しまでに提供されたグループホームサービスに対する第6条に基づく利用料金の支払義務その他の本契約に基づく義務を履行するものとします。

2 入居者は、前項に定める明渡しに関して、当該居室の清掃に係る費用を負担するものとします。

(残置物の引渡し等)

第19条 事業者は、本契約が終了した後において、入居者の残置物がある場合、入居者、又は入居者の法定代理人若しくは身元引受人にその旨を連絡するものとします。

2 入居者、又は入居者の法定代理人若しくは身元引受人は、前項の連絡を受けた後、3週間以内に残置物を引き取るものとします。

3 事業者は、前項に定める期間を過ぎても、入居者、又は入居者の法定代理人若しくは身元引受人が残置物を引き取らない場合は、適当な者に委託して、当該残置物を入居者に引き渡すものとします。但し、その引渡しに係る費用は入居者が負担するものとします。

第8章 その他

(苦情解決)

第20条 事業者は、提供したグループホームサービスに関する入居者、又は入居者の法定代理人若しくは身元引受人等からの苦情に対して、苦情解決に関する規則にもとづき、苦情を受け付ける窓口等を設置して適切に対処するものとします。

2 事業者は、入居者、又は入居者の法定代理人若しくは身元引受人等が苦情を申し立

ばあい りゆう ふとう あつか いっさい
てた場合、これを理由とする不当な扱いは一切しないものとします。

みもとひきうけにん
(身元引受人)

だい21じょう にゅうきょしや つき かくごう ようけん み みもとひきうけにん た ただし にゅうきょしや みもとひきうけにん
第21条 入居者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、入居者が身元引受人を

た そうとう りゆう ばあい のぞ
立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者 (民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。) であること

(2) 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、入居者が本契約上事業者に対して負担する一切の債務を極度額528,000円の

はんない にゅうきょしや れんたい しはら せきにん お
範囲内で、入居者と連帶して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること

(2) 本契約が終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は入居者が死亡した場合の遺体の引取をすること

ただし いたい ひきと みもとひきうけにん べつ さいしゅさいしゃ ばあい じぎょうしゃ さいしゅさいしゃ
ること (但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、事業者は祭祀主宰者に

引き取っていただくことができます。)

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は身元引受人が事業者、事業者のサービス

じゅうじゅもし た にゅうきょしやどう たい せつとう ぼうこう ぼうげん ひぼうちゅうしよう た はいしんこういた
従事者若しくは他の入居者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は

はんしゃかいいてきこうい おこな ばあい じぎょうしゃ にゅうきょしやおよ みもとひきうけにん たい そどうきかんない みもと
反社会的行為を行った場合、事業者は、入居者及び身元引受人に對し、相当期間内にその身元

ひきうけにん か あら みもとひきうけにん た もと ただ だい こうただしがき ばあい
引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの

かぎ
限りではありません。

5 身元引受人の請求があつたときは、事業者は、身元引受人に対し、連帶なく、入居者の債務の

がんほんねよ どうさいわ から りそく いやくしん そんがいばいしょう た さいわ じゅう すべ
元本及び同債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行

の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(協議事項)

第22条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は「法」その他諸法令の定めるところに従い、入居者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者または法定代理人、または入居者

および身元引受人と事業者が記名押印の上、各1通を保有するものとします。

西暦 年 月 日

入居者住所 _____

氏名 _____ 印

(上記入居者の法定代理人 印)

(入居者本人は、身体の状況等により自署ができないため、本人の意思を確認の上、代筆します)

代筆者住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

※代筆の場合代筆理由を記載下さい

代筆理由 ()

身元引受人 住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 _____

事業者 所在地 横浜市神奈川区羽沢町 550-1

名 称 社会福祉法人 若竹大寿会

(グループホームやまと)

代表者氏名 理事長 竹田 一雄 印